

参考

世田谷区の最低制限価格制度について

平成 30 年 1 月 18 日改正施行後

世田谷区財務部経理課契約係

1 最低制限価格制度の対象業務

改正点

工事請負契約について、適用範囲の上限額を現行の予定価格 1 億 8000 万円未満から 1 億円未満に改定し、1 億円以上の工事請負契約等は低入札価格調査制度を適用する。

予定価格 200 万円（年額）以上の公衆トイレ清掃を新たに追加する。

【改正後】

(1) 工事

- ・ 予定価格 500 万円以上 **1 億円未満**の建築工事
- ・ 予定価格 300 万円以上 **1 億円未満**のその他工事

(2) 測量・設計等

- ・ 予定価格 200 万円以上の建築設計、土木設計、設備設計、測量又は地質調査

(3) 建物清掃又は公衆トイレ清掃

- ・ 予定価格 200 万円（年額）以上の建物清掃又は公衆トイレ清掃

(4) 造園委託

- ・ 予定価格 200 万円以上の造園委託（単価契約を除く。）

2 算定方法

改正点

工事、土木設計、測量の算定式を変更する（変更箇所は赤字）。

【改正後】

次の方法により案件ごとに予定価格の 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲で定めます。

(1) 工事

予定価格の内訳に基づき、[1]～[4]まで合計額に 10 分の 9 から 10 分の 10 までの範囲内で契約担当者が定める割合を乗じて算出します。ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費又はガス工事費等が含まれている場合は、その費用を算定した金額に合算します。

[1]直接工事費の 10 分の **9.7**

[2]共通仮設費の 10 分の 9

[3]現場管理費の 10 分の 9

[4]一般管理費の 10 分の 5.5

【注】 公共建築工事積算基準における直接工事費は、直接工事費と現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）により構成されているため、建築工事（建築設備工事を含む。）においては、直接工事費の額は直接工事費（積算基準）から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は現場管理費の額に現場管理費相当額を加えた額とします。ただし、直接工事費（積算基準）を直接工事費と現場管理費相当額に明確に区分することが困難な場合は、直接工事費に 10 分の 1（昇降設備工事にあっては 10 分の 2）を乗じた額を現場管理費相当額とします。

(2) 測量・設計等

予定価格の内訳に基づき、[1]～[4]までの額を合計して算出します。

業務区分	[1]	[2]	[3]	[4]
建築設計 設備設計	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の 10分の6	諸経費の 10分の6
土木設計	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の 10分の9	一般管理費の 10分の4.8
測 量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の 10分の4.8	
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額の 10分の9	解析等調査業務費 の10分の8	諸経費の 10分の4.5

(3) 建物清掃又は公衆トイレ清掃

業務内容等に基づき適正と認める割合を予定価格に乗じて算出します。

(4) 造園委託

業務内容等に基づき適正と認める割合を予定価格に乗じて算出します。

3 入札における取扱い

最低制限価格を下回る額の入札者は落札者とならず、また、落札者がいない場合に行う再度入札には参加できません。

4 備考

(1) 契約案件ごとの制度適用の有無については、入札案件の公表又は指名通知の際に、入札説明書等に明示します。

(2) 案件ごとに設定した最低制限価格は非公表とします。

(3) 本規定は、平成30年4月1日以後に契約を締結する工事若しくは製造その他の請負に関する契約について適用します。